

**第 84 号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例**


**第 85 号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例**

令和元年 10 月から少子化対策等を目的に幼児教育無償化が開始され、3 歳以上の児童等の保育料が無償化される。安心して子どもを産み育てる環境づくりの更なる推進が求められていることから、2 歳児以下の子どもを持つ多子世帯について負担軽減を図るため、条例の一部を改正する。

**1 概要**

認可保育園、認定こども園、特定地域型保育事業に在園している 2 歳児以下の月額保育料を、第 1 子の年齢に関わらず、第 2 子は半額、第 3 子以降は無償とする。

◆改正後の例

	第 1 子 (小 4 以上)	第 2 子 (小 3)	第 3 子 (0 歳)
兄弟状況			
現 状	多子認定対象外	第 1 子認定	第 2 子認定 (半額負担)
改正後	第 1 子認定	第 2 子認定	第 3 子認定 (無償)

**2 新旧対照表**

別紙「新旧対照表 (案)」のとおり

**3 施行日**

公布の日

品川区保育の実施等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="230 225 674 252">○品川区保育の実施等に関する条例</p> <p data-bbox="878 269 1104 344">昭和62年3月30日 条例第20号</p> <p data-bbox="192 408 271 435">(認定)</p> <p data-bbox="147 453 1104 644">第2条 区長は、支援法第6条第1項の小学校就学前子どものうち、その子どもの保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）<u>第1条の5各号</u>で定める事由のいずれかに該当するときは、当該小学校就学前子どもを支援法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもとして認定を行う。</p> <p data-bbox="147 662 1104 770">2 前項の施行規則<u>第1条の5各号</u>で定める事由のうち、同条第1号（施行規則附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により定める時間は、48時間とする。</p> <p data-bbox="192 834 405 861">(費用の額の決定)</p> <p data-bbox="147 879 1104 954">第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p data-bbox="174 971 1104 1118">(1) 保育の実施または保育の措置（支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合） 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p data-bbox="174 1136 1104 1283">(2) 保育の実施または保育の措置（支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合） 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p data-bbox="174 1300 495 1327">(3) 幼児教育の実施 零</p>	<p data-bbox="1216 225 1659 252">○品川区保育の実施等に関する条例</p> <p data-bbox="1868 269 2094 344">昭和62年3月30日 条例第20号</p> <p data-bbox="1178 408 1256 435">(認定)</p> <p data-bbox="1133 453 2089 644">第2条 区長は、支援法第6条第1項の小学校就学前子どものうち、その子どもの保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）<u>第1条各号</u>で定める事由のいずれかに該当するときは、当該小学校就学前子どもを支援法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもとして認定を行う。</p> <p data-bbox="1133 662 2089 770">2 前項の施行規則<u>第1条各号</u>で定める事由のうち、同条第1号（施行規則附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により定める時間は、48時間とする。</p> <p data-bbox="1178 834 1391 861">(費用の額の決定)</p> <p data-bbox="1133 879 2089 954">第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p data-bbox="1160 971 2089 1118">(1) 保育の実施または保育の措置（支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合） 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p data-bbox="1160 1136 2089 1283">(2) 保育の実施または保育の措置（支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合） 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p data-bbox="1160 1300 1480 1327">(3) 幼児教育の実施 零</p> <p data-bbox="1133 1345 2089 1420">2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または</p>

新	旧
<p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第2から別表第4までにおいて同じ。）以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第2に定める額とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当</p>	<p>次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、もしくは事業所の訪問を受けている児童が2人以上いる場合における当該児童のうち最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第2において同じ。）以外の児童に係る保育料は、当該児童1人につき、別表第2に定める額とする。</p> <p>(1) 支援法第7条第4項の教育・保育施設</p> <p>(2) 支援法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所</p> <p>(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第3条第2号の幼児教育施設</p> <p>(4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部</p> <p>(5) 法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設または法第43条の2の児童心理治療施設（当該施設に通所する場合に限る。）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯に限る。）に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3から別表第5までにおいて同じ。）以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。</p> <p>5 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世</p>

新	旧												
<p>該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第4</u>に定める額とする。</p>	<p>帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第5</u>に定める額とする。</p> <p><u>別表第2</u>（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 357 2094 724"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額（児童1人につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第5条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童</td> <td>別表第1に定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>その他の児童</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額（児童1人につき）	小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第5条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額	その他の児童	0円						
区分	月額（児童1人につき）												
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第5条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額												
その他の児童	0円												
<p><u>別表第2</u>（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="188 820 1106 1150"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額（特定被監護者等1人につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等</td> <td>別表第1に定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>その他の特定被監護者等</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額（特定被監護者等1人につき）	最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1に定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額	その他の特定被監護者等	0円	<p><u>別表第3</u>（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 820 2094 1187"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額（特定被監護者等1人につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等</td> <td>別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>その他の特定被監護者等</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額（特定被監護者等1人につき）	最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額	その他の特定被監護者等	0円
区分	月額（特定被監護者等1人につき）												
最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1に定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額												
その他の特定被監護者等	0円												
区分	月額（特定被監護者等1人につき）												
最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額												
その他の特定被監護者等	0円												
<p><u>別表第3</u>（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="188 1283 1106 1447"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額（特定被監護者等1人につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最年長である特定被監護者等</td> <td>別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額（特定被監護者等1人につき）	最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該	<p><u>別表第4</u>（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 1283 2094 1447"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額（特定被監護者等1人につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最年長である特定被監護者等</td> <td>別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額（特定被監護者等1人につき）	最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該				
区分	月額（特定被監護者等1人につき）												
最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該												
区分	月額（特定被監護者等1人につき）												
最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該												

新		旧	
	当する場合にあつては、同号に定める額とする。)に100分の50を乗じて得た額		当する場合にあつては、同号に定める額とする。)に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円	その他の特定被監護者等	0円

別表第4 (第5条関係)

区分		月額 (特定被監護者等1人につき)		
		3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
最年長である特定被監護者等	第5条第1項第1号に掲げる区分に該当する場合	9,000円	0円	0円
	第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合	7,200円	0円	0円
その他の特定被監護者等		0円		

別表第5 (第5条関係)

区分		月額 (特定被監護者等1人につき)		
		3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
最年長である特定被監護者等	第5条第1項第1号に掲げる区分に該当する場合	9,000円	0円	0円
	第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合	7,200円	0円	0円
その他の特定被監護者等		0円		

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の第5条第2項から第4項までおよび別表第2から別表第4までの規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>○品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月31日 条例第18号</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 零</p> <p>(2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子</p>	<p>○品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月31日 条例第18号</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 零</p> <p>(2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子</p>

新	旧
<p>子どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者（以下「特定家庭的保育事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 ア またはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>	<p>子どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者（以下「特定家庭的保育事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 ア またはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、もしくは事業所の訪問を受けている児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3において同じ。）以外の児童に係る利用者負担額は、当該児童1人につき、別表第3に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>教育・保育施設</u></p> <p>(2) <u>地域型保育事業を行う事業所</u></p> <p>(3) <u>品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第3条第2号の幼児教育施設</u></p> <p>(4) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項の特別支援学校の幼稚部</u></p> <p>(5) <u>児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を行う施設、居宅訪問型児童発達支援を行う事業所または児童心理治療施設（当該施設に通所する場合に限る。）</u></p>
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、特定被監護者等が2人</u></p>	<p><u>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（特別利用教育、特定保</u></p>

新	旧				
<p>以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3から別表第5までにおいて同じ。）以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第3</u>に定める額とする。</p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第2のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第4</u>に定める額とする。</p> <p><u>4</u> 第1項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第5</u>に定める額とする。</p>	<p>育もしくは特定利用地域型保育を受けた2号認定子どもにあっては別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯、特定保育もしくは特定地域型保育を受けた3号認定子どもにあっては別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯に限る。)に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4から別表第6までにおいて同じ。）以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第4</u>に定める額とする。</p> <p><u>4</u> <u>前3項</u>の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第2のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第5</u>に定める額とする。</p> <p><u>5</u> 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第6</u>に定める額とする。</p>				
	<p><u>別表第3</u>（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1093 1724 1133">区分</th> <th data-bbox="1724 1093 2094 1133">月額（児童1人につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 1133 1724 1415">           小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第3条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童         </td> <td data-bbox="1724 1133 2094 1415">           別表第1に定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第2に定める額（同項第3号イの区分に該当する場合に         </td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額（児童1人につき）	小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第3条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第2に定める額（同項第3号イの区分に該当する場合に
区分	月額（児童1人につき）				
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第3条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第2に定める額（同項第3号イの区分に該当する場合に				



新	旧				
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>あつては、同号イに定める額とする。)に100分の50を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>その他の児童</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> </table>		あつては、同号イに定める額とする。)に100分の50を乗じて得た額	その他の児童	0円
	あつては、同号イに定める額とする。)に100分の50を乗じて得た額				
その他の児童	0円				

別表第3 (第3条関係)

区分	月額 (特定被監護者等1人につき)
最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1に定める額 (第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあつては、同号イに定める額とする。) または別表第2に定める額 (同項第3号イの区分に該当する場合にあつては、同号イに定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円

別表第4 (第3条関係)

区別	月額 (特定被監護者等1人につき)
最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層

別表第4 (第3条関係)

区分	月額 (特定被監護者等1人につき)
最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額 (第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあつては、同号イに定める額とする。) または別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額 (同項第3号イの区分に該当する場合にあつては、同号イに定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円

別表第5 (第3条関係)

区別	月額 (特定被監護者等1人につき)
最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層

新		旧	
	層からD階層の第3階層までに定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第2のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに定める額（同項第3号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額		層からD階層の第3階層までに定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第2のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに定める額（同項第3号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円	その他の特定被監護者等	0円

別表第5（第3条関係）

区分		月額(特定被監護者等1人につき)		
		3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
最年長である特定被監護者等	第3条第1項第2号アまたは同項第3号アの区分に該当する場合	9,000円	0円	0円
	第3条第1項第2号イまたは同項第3号イの区分に該当する場合	7,200円	0円	0円
その他の特定被監護者等		0円		

別表第6（第3条関係）

区分		月額(特定被監護者等1人につき)		
		3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
最年長である特定被監護者等	第3条第1項第2号アまたは同項第3号アの区分に該当する場合	9,000円	0円	0円
	第3条第1項第2号イまたは同項第3号イの区分に該当する場合	7,200円	0円	0円
その他の特定被監護者等		0円		

新	旧
<p data-bbox="224 228 313 260">付 則</p> <p data-bbox="147 276 663 308">1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="147 323 1104 432">2 改正後の第3条第2項から第4項までおよび別表第3から別表第5までの規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。</p>	